

小規模企業向け 設備投資の支援

【商工振興課】 ☎237091

（助みやぎ産業振興機構では、小規模企業者が経営基盤の強化に必要な機械設備を導入する際、「貸付」と「貸与」という二つの制度で支援を行っています。

貸付制度は、設備資金の二分の一を貸し付けし、貸与制度は、希望する設備を有利子で貸与します。

申し込みから決定までは、現地調査や審査委員会などによる審査が必要となります。

■**申込**
助みやぎ産業振興機構・金融支援課 ☎222256636

【小規模企業向け設備投資支援制度】

	設備資金貸付事業	設備貸与事業
制度概要	設備導入資金の2分の1以内を無利子で貸し付けます	便利な長期、低利の「割賦」があります
限度額	4,000万円以内	6,000万円以内
返済期間	3～7年	
対象企業	県内に工場、店舗を有している事業所（税の滞納がないこと）	
従業員規模	常時就業する従業員数が20人以下。商業・サービス業では5人以下（但し、一定の要件を満たせば50人以下）	
対象設備	産業機械、建設用重機、印刷機械、運送用トラックなど広範に対応しています	

勤労者向け地震 災害特別融資

【宮城県雇用対策課】 ☎0222112771

宮城県では、東日本大震災で被災した勤労者を対象に、東北労働金庫と提携し生活資金の融資制度を実施しています。

■**対象**
次の①～③の要件をすべて満たす人
①企業等に勤務し、宮城県内に住所か勤務先がある人
②原則二十歳以上、勤続年数が百五十万円以上の人
③東北労働金庫の審査基準を

融資の内容	
限度額	最高二百万円
返済期間	十年以内
貸付利率	〇・八〇%（別途保証料が必要）

■**申込**
平成二十三年九月三十日まで
東北労働金庫各支店

震災がれきの リサイクル

【鹿島台総合支所総務課】 ☎567111

震災で発生したがれきの、コンクリートやブロックなどを破砕し、リサイクル材としました。
希望者に無償で提供します。

■**対象者**
市内に住所がある個人および公共的団体で営利目的以外に利用する場合

■**申込**
事前に鹿島台総合支所総務課に申し込みが必要です。
※詳しくは、鹿島台総合支所総務課までお問い合わせください。

労働保険料などの 免除の特例

【宮城労働局労働保険徴収課】 ☎02222998842

震災で被災した事業主で一定の要件を満たす場合、労働保険料などの免除を受けることができます。

- 対象者**
次の要件を満たす事業者
①大崎市を含む特定被災区域に所在している事業者
②震災により損壊などの被害が生じたことで休業または事業を縮小していること
③震災前の直近の賃金と比べ二分の一未満（労働者一人当たりの一月月の賃金）になっていること

労災年金受給者 定期報告期限延長

【古川労働基準監督署】 ☎22112

労災保険年金・特別遺族年金の定期報告書の提出期限が六月三十日から八月三十一日に延長されました。

■**対象者**
大崎市を含む特定被災区域に所在している人
※添付書類（診断書、戸籍

住民票など）の提出が困難な場合など、詳しくは、お問い合わせください。

木造住宅の耐震 診断・耐震相談

【建築住宅課】 ☎28057

市では、木造住宅の耐震診断を実施しています。
度重なる地震で強度が落ちていることもあります。この機会に、耐震診断で耐震性を確かめてみてください。

■**対象**
昭和五十六年五月三十一日以前に建築された三階建てまでの木造住宅
■**費用**
八千円（二百㎡超の場合は、延べ床面積により自己負担額が加算されます）
■**募集件数**
七十戸（先着順）
■**申込**
七月一日（金）より十二月二十二日（木）まで建築住宅課または各総合支所産業建設課（鳴子総合支所は観光建設課）へ申し込み（件数到達時点で終了）。
■**木造住宅の耐震に関する相談**
建築住宅課で随時行っています。この機会にご相談ください。

住宅リフォーム 助成事業

【建築住宅課】 ☎28057

市は「大崎市住宅リフォーム助成事業」を創設し、市民が所有し居住する住宅を、市内の施工業者を利用して住宅のリフォームを行う場合、その経費の一部を助成します。

■**申請できる人**
次の要件をすべて満たす人
①市内に住所がある人
②リフォームを行う住宅を所有し、かつ居住している人
③市税の滞納がない人
■**対象となる工事の種類**
住宅の安全性、耐久性および居住性を向上させるための工事
●バリアフリー工事
●屋根の雨漏り修繕、外壁の補修工事
●避難設備、防火設備、換気設備の設備工事
●間取りまたは壁紙の変更、畳替え等の模様替えを行う工事
●台所、浴室または便所を改修する工事
●断熱改修工事、気密改修工事または遮音工事
※震災で被害を受けた住宅の

災害ごみ一時保管所

地域	場所	7月の受け入れ日	受け入れ品目
古川	環境保全課 ☎23-6074	毎週日曜日・水曜日を除く日	家屋廃材（「かやぶき屋根のかや」も可）、土壁、石膏ボード類、アスベストを含む廃材で飛散性のものを除くもの（スレート瓦など）
	（株）江合（石田工業団地内）	毎週日曜日および第2・4土曜日を除く日	瓦、コンクリートブロック類
松山	総合支所総務課 ☎55-2111	毎週金曜日・土曜日を除く日	畳、家具類、コンクリートブロック、瓦類、土壁、石膏ボード、金属類、ガラス、陶器類
	海洋センター隣接地		家屋廃材（木材、木くず）
三本木	総合支所総務課 ☎52-5830	桑折字推路山内	家屋廃材、畳、家具類、コンクリートブロック、瓦類、土壁、石膏ボード、金属類、ガラス、陶器類
鹿島台	総合支所総務課 ☎56-7111	旧鹿島台商業高校跡地	コンクリートブロック、瓦類、土壁
岩出山	総合支所総務課 ☎72-1211	岩出山木通沢地内	総合支所総務課へお問い合わせください
田尻	総合支所総務課 ☎39-1111	大貴地区公民館グラウンド	家屋廃材、畳、家具類、コンクリートブロック、瓦類、土壁、石膏ボード、金属類、ガラス、陶器類

※搬入時間は9時～12時、13時～16時、対象は個人の災害ごみに限ります。
※古川地域は、「リ災証明書」「被災証明書」の交付を受けた個人または申請中の個人が対象です。事前に環境保全課で搬入許可証の交付を受けてください。申請は震災で被害を受けた世帯員に限ります。申請には、①搬入する車両ナンバー②搬入者の住所、氏名、連絡先③解体家屋の坪数④搬入期間の記入が必要です。
※「かやぶき屋根のかや」「アスベストを含む廃材で飛散性のものを除くもの」を搬入する場合は、事前に環境保全課で搬入許可証の交付を受けてください。

修理も含みます。ただし、国・県・市の補助金、交付金（被災者生活再建支援制度の住宅再建方法に依りて支給する加算支援金、住宅の応急修理など）を受けない工事に限りません。
※その他の工事については、お問い合わせください。

■**助成の要件**
次の①～③の要件をすべて満たす工事
①住宅リフォームに要する費用が十万元以上（消費税額を除く）の工事
※六十五歳以上の入または障がい者の居住する住宅をバリアフリー工事する場合は十万円未満の工事でも該当します。
②住宅リフォームを施工する建設事業者は、市内に本社機能を有する法人、または市内に住所がある個人事業者に限ります
③住宅リフォームが平成二十四年三月末までに終了する工事

※原則、事前に工事着手したものは補助の対象になりませんが、震災で被害を受けた住宅の修理は、写真などがあれば補助の対象になります。

区分	募集件数	期間	時間	会場
第1期	100件（件数に達した時点で受付終了）	7月25日（月）～29日（金）	9:00～16:00	本庁舎北会議室2階
		8月1日（月）～件数到達まで		市役所東庁舎3階 建築住宅課
第2期	予算に達した時点で受付終了	9月1日（木）～6日（火）		市役所東庁舎5階 大会議室
		9月7日（水）～予算到達まで		市役所東庁舎3階 建築住宅課

■**補助率**
補助対象工事費用の十%（限度額二十万円）
※六十五歳以上の入または障がい者の居住する住宅をバリアフリー工事する場合、補助率が異なりますので、詳しくは、お問い合わせください。

■**申込方法**
建築住宅課に備え付けの申請書（市ウェブサイトからも入手できます）に必要事項を記入し、必要な書類を添えて受付会場へ持参。